

診療報酬明細書  
(医科入居外)

診療科目コード  
診療科目

平成 年 月 分

1 1 社-医	3 老人	1 専続	2 未外	5 海外-1
2 2 公費	4 退職	2 2 併	4 三外	6 海外-7
		3 3 併	6 海外	0 海外7
				10 9 8
				7 ( )

老人医療 の受給番号		公費負担 医科の生 計不許可							
公費負担 番号	9 0 0 1								
公費負担 番号	9 1 0 1								

診療科目コード  
診療科目

0 1 0 1

10 9 8  
7 ( )

事例No1

北海道の基準の患者負担分を  
市町村が助成している場合

(1)	年	月	日	開始	中止	1 日
(2)	年	月	日			日
(3)	年	月	日			日

3歳以上6歳未満まで  
初診時一部負担金の拡大をしている場合の請求例  
日高町、北広島市及び紋別市

21	内服薬	調剤別	標準	
22	毛髪薬	調剤別	調剤	
23	外用薬	調剤別	調剤	
24	注射薬	調剤別	調剤	
25	処置	調剤別	調剤	
26		調剤別	調剤	
27		調剤別	調剤	

[公費②の1割相当額が580円を超える場合]

公費①の一部負担金額欄に1割相当負担金額を記載し、公費②の一部負担金額欄には、公費②の1割相当額が580円以上の場合に初診時一部負担金額「580円」を記載します。(公費②の1割相当額が580円以上の場合)  
\*1割相当負担金額については、窓口徴収額ではなく、10円未満の端数を四捨五入する前の負担金額を記載します。

1,575	一部負担金額	北海道基準の日当負担額(1割相当額)1,575円を記載する。
1,575	一部負担金額	
580	一部負担金額	市町村助成の自己負担額(初診時自己負担額)580円を記載する。

療養病歴明細書 (産科入院除外)								病歴記載期間				1. 1回/回 2. 回数 3. 日数 4. 回数		1. 回数 2. 回数 3. 回数 4. 回数	
年	月	日	病名	病状	検査	処置	経過	検査	回数	日数	回数	回数	回数	回数	回数
9	0	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	1	0	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

  

**北海道の基準の患者負担分を市町村が助成している場合**

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

  

**3歳以上6歳未満まで初診時一部負担金の拡大をしている場合の請求例  
日高町、北広島市及び紋別市**

**[公費②の1割相当額が580円に満たない場合]**

公費①の一部負担金額に1割相当負担金額を記載し、公費②の一部負担金額に初診時一部負担金額「580円」を記載します。  
 なお、初診時における公費①の一部負担金の1割相当負担金額が「580円」に満たない場合、公費②の一部負担金の額は、公費①の一部負担金額と同じ金額を記載します。  
 \*1割相当負担金額については、窓口徴収額ではなく、10円未満の端数を四捨五入する前の負担金額を記載します。

請求額	270	580円	270	270
公費①				
公費②				

北海道の1割相当額が580円未満の場合、北広島市の自己負担額(1割相当額)270円を記載します。  
 公費①の1割相当額が580円未満の場合、北広島市の自己負担額(1割相当額)270円を記載します。  
 なお、1割相当額が580円未満の場合には北海道基準の自己負担額と同金額を記載します。

( ) 氏名 ( ) 性別 ( ) 年齢

備考 1. この州医区、市医区、町医区、村医区に属すること  
 2. 同日の病、既入しないこと

○診療報酬明細書 (被保険者用)

診療年月日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0	1	0	1						

診療年月日	診療科目	診療内容	診療回数	診療料	公費①	公費②	自己負担額
90001	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
91001	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇

事例No3

北海道の基準の患者負担分を市町村が助成している場合

診療年月日	診療科目	診療内容	診療回数	診療料	公費①	公費②	自己負担額
(1)							
(2)							
(3)							

3歳以上6歳未満まで  
初診時一部負担金の拡大をしている場合の請求例  
日高町、北広島市及び紋別市

初診料を算定する初診時に初診時一部負担金を控除した額を助成する場合は、公費①の一部負担金額に1割相当負担金額を記載し、公費②の一部負担金額に初診時一部負担金額「580円」を記載します。  
なお、初診時における公費①の一部負担金の1割相当負担金額が「580円」に満たない場合、公費②の一部負担金の額は、公費①の一部負担金額と同じ金額を記載します。  
また、初診料が複数回ある場合は、初診時1回ごとの上記の額(下欄部分)を合算し、合計額を公費②の一部負担金額に記載します。  
※1割相当負担金額については、窓口徴収額ではなく、10円未満の端数を四捨五入する前の負担金額を記載します。

診療年月日	診療科目	診療内容	診療回数	診療料	公費①	公費②	自己負担額
90001	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	610	610	0	0
91001	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	610	540	70	70

北海道基準の自己負担額(1割相当額) 610円を控除する。  
(1回の初診時の1割相当額が580円未満で複数回ある場合)  
北海道基準の自己負担額(1割相当額)を控除することから、1割相当額が580円未満の場合は北海道基準の自己負担額と同金額を記載する。  
なお、初診料が複数回ある場合初診時1回ごとの金額を合算し負担金額を記載します。  
初診時(北海道基準の自己負担額) 610円 × 2 = 540円

1. この明細書は、月次支払金に算入されること。  
2. 診療内容、記入しないこと。